

第 131 回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2025年6月30日（月曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

兵庫県尼崎市南塚口町六丁目10番73号
当社本店

決議事項

第1号議案	取締役6名選任の件……………	5
第2号議案	監査役1名選任の件……………	10
第3号議案	補欠監査役1名選任の件……………	11

ご出席の株主様へのお土産のご用意は、いたして
おりませんので、何卒ご了承賜りますようお願い
申しあげます。

神 東 塗 料 株 式 会 社

証券コード 4615

招集ご通知

証券コード 4615
2025年6月13日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市南塚口町六丁目10番73号

神 東 塗 料 株 式 会 社

代表取締役 社長執行役員 小 坂 伊知郎

第131回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社131回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトにて第131回定時株主総会招集ご通知として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

〔当社ウェブサイト〕

<https://www.shintopaint.co.jp/ir/>



〔東京証券取引所ウェブサイト〕

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※東京証券取引所ウェブサイトでは、銘柄名（神東塗料）又は証券コード（4615）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択して、ご確認ください。



なお、当日ご出席されない場合も、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使についてのご案内に従って2025年6月27日（金曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月30日(月曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時)
2. 場 所 兵庫県尼崎市南塚口町六丁目10番73号 当社本店

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第131期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第131期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

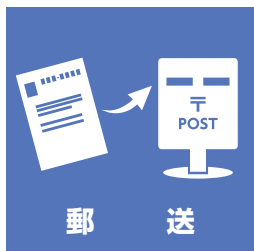
以 上

- ~~~~~
- ◆ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◆ 電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載していません。(1頁に記載のウェブサイトに掲載しております)
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」従いまして、書面交付請求をされた株主様に交付する書面に記載の事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◆ 電子提供措置事項を修正する必要がある場合は、1頁のウェブサイトとその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

■ 議決権行使についてのご案内

議決権行使の方法は以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使のお願い



書 面 による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2025年6月27日（金曜日）午後5時15分到着



インターネット による議決権の行使

議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従い賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

行使期限

2025年6月27日（金曜日）午後5時15分まで

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

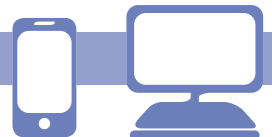
開催日時

2025年6月30日（月曜日）午前10時

- ①書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ②ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。



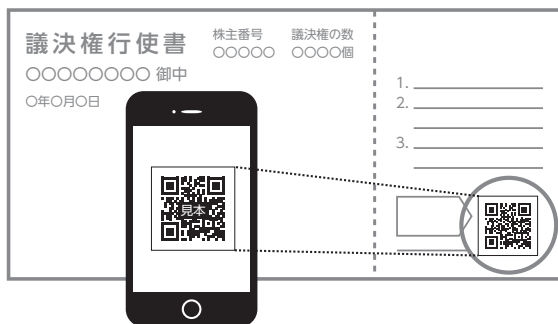
行使期限

2025年6月27日(金曜日)
午後5時15分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031 [受付時間 (午前9時～午後9時)]

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。なお、本議案が可決された場合は、独立社外取締役が取締役会に占める比率は1/3以上となります。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名	現在の地位	取締役会出席回数
1	こ さか 小坂 い ち ろう 伊知郎 再 任	代表取締役 社長執行役員	10回中10回 （100%）
2	か み づる 上鶴 し げ き 茂喜 再 任	代表取締役 常務執行役員 総務人事室、購買部、 内部監査部 担当	12回中12回 （100%）
3	えん どう 遠藤 さと し 聡 再 任	取締役 執行役員 尼崎工場 千葉工場 担当	10回中10回 （100%）
4	な が の 永野 た つ ひ こ 達彦 新 任	—	—
5	か し お 樫尾 あ き ひ こ 昭彦 再 任 社 外 独 立	社外取締役	12回中12回 （100%）
6	や く ら 矢倉 あ き こ 昌子 再 任 社 外 独 立	社外取締役	12回中12回 （100%）

候補者
番 号

1

こ さか
小坂

い ち ろう
伊知郎

(1961年7月18日生)

再 任

■ 取締役会出席回数： 10回中10回 (100%)

■ 所有する当社株式の数： 0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月 住友化学工業株式会社（現 住友化学株式会社）入社
2011年10月 同社 化成品事業部長
2018年 4 月 同社 執行役員 エネルギー・機能材料業務室、化成品事業部 担当
2021年 4 月 同社 常務執行役員 エネルギー・機能材料業務室、エネルギー・機能材料品質保証室 担当
2024年 4 月 当社 顧問
2024年 6 月 当社 代表取締役 社長執行役員（現任）

【取締役候補者とした理由】

幅広い分野での豊富な業務経験と経営に関する知見を有していることから、当社グループの発展に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

2

かみ づる
上鶴

しげ き
茂喜

(1960年7月1日生)

再 任

■ 取締役会出席回数： 12回中12回 (100%)

■ 所有する当社株式の数： 23,600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4 月 住友化学工業株式会社（現 住友化学株式会社）入社
2016年 6 月 当社 総務人事室部長
2018年 6 月 当社 取締役 総務人事室部長、購買部、内部監査部 担当
2024年 4 月 当社 取締役 常務執行役員 総務人事室、購買部、内部監査部 担当
2024年 6 月 当社 代表取締役 常務執行役員 総務人事室、購買部、内部監査部 担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

労務管理等における豊富な業務経験を有するとともに、2018年6月の取締役就任以降、当社グループの経営の中核を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

3

えん どう
遠藤

さとし
聡

(1965年7月10日生)

再任

取締役会出席回数： 10回中10回（100％）

所有する当社株式の数： 7,838株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4 月 当社入社
2018年 4 月 PT.Shinto Paint Manufacturing Indonesia副社長
2019年 8 月 当社 千葉工場長
2021年 4 月 当社 理事 尼崎工場、千葉工場 担当
2022年 4 月 当社 執行役員 尼崎工場、千葉工場 担当
2024年 6 月 当社 取締役 執行役員 尼崎工場、千葉工場 担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

生産管理等における豊富な業務経験を有するとともに、尼崎工場と千葉工場を統括し、生産拠点の中核を担ってまいりましたことから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番 号

4

なが の
永野

たつ ひこ
達彦

(1963年9月22日生)

新任

取締役会出席回数： —

所有する当社株式の数： 0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2008年 2 月 同行 営業第一本部 営業第二部 次長
2012年 5 月 同行 営業第二本部 営業第五部長
2014年 6 月 同行 丸の内支社長
2017年 6 月 大日本塗料株式会社 執行役員 管理本部副本部長兼財務担当
2018年 4 月 同社 管理本部長（現任）
2018年 6 月 同社 取締役 常務執行役員（現任）
2024年 4 月 同社 管理本部財務部長（現任）

（重要な兼職の状況）

大日本塗料株式会社 取締役 常務執行役員 管理本部長兼管理本部財務部長

【取締役候補者とした理由】

金融機関で培ってきた財務及び経営戦略における豊富な経験と知見を有しております。大日本塗料株式会社では管理本部を担い、M&A戦略の実行、政策保有株の縮減及び新たな配当戦略を導入するなど、2026中期経営計画を中心となり推進しております。

これらの豊富な経験と実績をもとに、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待でき、当社グループの持続的な成長と更なる企業価値向上に寄与すると判断し、新たに取締役候補者いたしました。

■ 取締役会出席回数： 12回中12回（100%）

■ 所有する当社株式の数： 0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4 月 三菱化成工業株式会社（現 三菱ケミカル株式会社）入社

2005年 7 月 同社 四日市事業所事務部長

2009年 6 月 関西熱化学株式会社 取締役総務人事部長

2011年 6 月 同社 常務取締役総務人事部長

2015年 7 月 社会保険労務士登録（現任）**カシオ社会保険労務士事務所 所長（現任）**

2018年 6 月 当社 社外監査役

2020年 6 月 当社 社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

カシオ社会保険労務士事務所 所長

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

榎尾昭彦氏は、社会保険労務士として豊富な業務経験と幅広い見識を有しております。その経験と見識を活かし、当社の中長期的な企業価値の向上のため、独立した立場から経営を監視・監督いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

【独立性に関する事項】

榎尾昭彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。本議案において同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

【当社の社外取締役に就任してからの年数】 5年

■ 取締役会出席回数： 12回中12回（100%）

■ 所有する当社株式の数： 0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月 大阪弁護士会登録（現任）

2000年 4 月 アスカ法律事務所 パートナー弁護士（現任）

2013年 4 月 大阪弁護士会副会長、日本弁護士連合会理事

2020年 6 月 田岡化学工業株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

2021年 1 月 当社 社外取締役（現任）

2022年 4 月 日本弁護士連合会副会長

2025年 5 月 株式会社ワキタ 社外取締役（監査等委員）（現任）

（重要な兼職の状況）

アスカ法律事務所 パートナー弁護士

田岡化学工業株式会社 社外取締役（監査等委員）

株式会社ワキタ 社外取締役（監査等委員）

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

矢倉昌子氏は、弁護士として豊富な業務経験と幅広い見識を有しております。同氏は社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、その経験と見識を活かし、経営の健全性確保及びコーポレートガバナンスを強化していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。

【独立性に関する事項】

矢倉昌子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。本議案において同氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

【当社の社外取締役に就任してからの年数】 4年5か月

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大日本塗料株式会社は当社の親会社であります。
3. 当社と樫尾昭彦、矢倉昌子の両氏の間では、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。本議案において両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏との間の当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、取締役候補者全員は当該保険契約の被保険者となります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 稲田英之氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

み うら し ろう
三浦 史朗 (1971年2月18日生)

新任

■ 所有する当社株式の数： 0 株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1993年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行

2013年10月 同行 大阪営業本部 大阪営業第一部 次長

2016年10月 同行 融資部 次長

2019年4月 同行 融資部審査室 室長

2022年11月 大日本塗料株式会社 管理本部経営企画室専任部長

2023年4月 同社 管理本部経営企画室長（現任）

2024年4月 同社 執行役員（現任）

（重要な兼職の状況）

大日本塗料株式会社 執行役員 管理本部経営企画室長

【監査役候補者とした理由】

金融機関で培ってきた財務及び会計における豊富な知識と知見を有しております。大日本塗料株式会社に入社後は、管理本部経営企画室長として同社全体の経営課題に取り組み、2024年4月には同社執行役員に就任されております。

これらの豊富な経験と実績から、当社グループの経営に関して監督機能を適切に遂行し、監査体制の強化が期待できると判断して、新たに監査役候補者といたしました。

- （注）
1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 大日本塗料株式会社は当社の親会社であります。
 3. 当社は監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となります。これにより、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております。また次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

まえ の たか ひさ
前野 高久 (1972年1月6日生)

社 外 独 立

■ 所有する当社株式の数： 0 株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1995年10月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）大阪事務所入所

2002年 6 月 同事務所退所

2002年 7 月 前野公認会計士事務所 所長（現任）

（重要な兼職の状況）

前野公認会計士事務所 所長

【補欠監査役候補者とした理由】

前野高久氏は、会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として豊富な業務経験があり、社外監査役として客観的な立場から、経営の監督とチェック機能を、適切に遂行いただけるものと判断し、補欠監査役候補者いたしました。

【独立性に関する事項】

前野高久氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。本議案において同氏の選任が承認され、監査役に就任することになった場合、同氏は独立役員となる予定であります。

- （注）
1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 前野高久氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 前野高久氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする予定であります。
 4. 当社は当社監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、前野高久氏が社外監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。これにより、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております。また次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

スキルマトリックス

第1号議案が承認可決された場合、各取締役の主な専門性と知見・経験は、以下のとおりであります。

氏 名	役 職	企業経営	財務・会計	事業戦略・ マーケティング	研究開発	生産・技術・ 品質・環境	グローバル 経験	人事・ 労務	法務・ リスク管理・ コンプライアンス
小坂伊知郎	代表取締役 社長執行役員	●		●			●		
上 鶴 茂喜	代表取締役 常務執行役員	●						●	●
遠藤 聡	取締役 執行役員				●	●	●		
永野 達彦	取締役	●	●			●		●	●
樫尾 昭彦	社外取締役	●				●		●	
矢倉 昌子	社外取締役							●	●

当社は、執行役員制度を導入しております。本総会終結時に開催される取締役会において選任予定である執行役員を兼務する取締役以外の執行役員の専門性と知見・経験は、以下のとおりであります。

氏 名	役 職	企業経営	財務・会計	事業戦略・ マーケティング	研究開発	生産・技術・ 品質・環境	グローバル 経験	人事・ 労務	法務・ リスク管理・ コンプライアンス
吉田 一明	執行役員				●	●			
久山 徹也	執行役員	●		●			●		
松本 伸昭	執行役員		●	●			●		
佐藤 弘幸	執行役員			●					

※上記は、各人の有する全てのスキル（専門性・知見・経験）を表すものではありません。

以 上

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果等

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により、継続的な物価上昇の影響を受けつつも個人消費やインバウンド需要の拡大等により、緩やかな景気回復基調を維持しました。

一方、ウクライナ及び中東情勢の地政学的なリスクの長期化に加え、米国での政権交代後に発表された大幅な関税引き上げにより世界的な景気後退への警戒感が強まるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループにおきましては、こうした経済状況の中で製品価格の改定等による収益力の向上と品質管理体制の強化・向上を目指して取り組んでまいりました。

当連結会計年度における各分野の売上高は、以下のとおりであります。

塗料事業につきましては、インダストリアル分野の売上高は、粉体塗料分野において各種部品メーカー向け塗料の出荷が好調だったこと及び工業用電着塗料分野において建材向け塗料の出荷が好調であったことから年間で1.2%の増収となりました。

インフラ分野の売上高は、防食塗料分野において、汎用品の低調が継続し前年を下回りましたが、子会社の工事売上が年間を通して好調に推移したこと及び工事売上の増加に伴い建築塗料の出荷が増加したことから、年間で23.0%の大幅増収となりました。

自動車用塗料分野は、自動車メーカーの認証不正問題の影響などによる生産量の減少が影響し、出荷が減少いたしました。売価の改定に努めた結果、年間ではほぼ前年並みの売上となりました。

その他塗料分野は、主に、軌道材料製品分野において、道床安定剤の出荷が好調に推移しましたが、分野全体の売上高としては、年間で4.3%の減収となりました。

塗料事業合計では、出荷数量は前期との比較で減少となりましたが、販売価格の改定が寄与したこと及び子会社の工事売上が増加した結果、売上高は前年対比9.6%の増収となりました。

また、化成品事業の売上高は前期に比べ22.8%の減収となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は前期から18億4百万円増加して207億5千8百万円（前期は189億5千4百万円）となりました。損益面では、原材料価格の高止まりなどからコスト上昇圧力が続いているものの、前連結会計年度に実施した販売価格の改定が寄与した結果、営業損益は前期から7億9百万円改善し2億3千万円の営業利益（前期は4億7千9百万円の損失）、経常損益は前期から9億3千2百万円改善し、4億7千1百万円の経常利益（前期は4億6千万円の損失）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、特別損失に大日本塗料株式会社による当社株式に対する公開買付に関連

する費用を計上した結果、5千9百万円の損失（前期は4億9千7百万円の損失）となりました。

期末配当につきましては、3期連続で無配とさせていただかざるを得なくなり、誠に申し訳なく存じます。なお、株主の皆様への剰余金の配当等につきましては、定款によりその決定機関を取締役会としております。

なお、2025年2月6日付で公表した「大日本塗料株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び同社を割当予定先とする第三者割当増資の方法による新株式発行に関するお知らせ」に記載のとおり、同社による当社の普通株式に対する公開買付け、並びに当社が同社を割付予定先とした第三者割当の方法による募集株式の発行が実施された結果、大日本塗料株式会社の当社に対する議決権所有割合は50.10%となり、親会社及び主要株主である筆頭株主となりました。

② 不適切行為の再発防止策の進捗状況

当社は、2022年4月28日付「当社製の一部製品に係る不適切行為に関する調査報告書公表のお知らせ」にて公表した再発防止策等を着実に実行に移しております。

日本産業規格（JIS）に関しましては、2024年11月26日をもって、全ての認証一時停止が解除されました。今後は、認証取得及び維持のため、認証機関に適宜必要とされる手続きを確実に実施してまいります。

また、当社は引き続き品質管理体制の強化に努める所存です。

再発防止策が適時適切に行われているかどうかをモニタリングするため開催してきた「明日の神東」推進委員会は、2024年3月28日をもって終了し、その後の進捗は当社経営会議で他の業務課題と同様に定期的にモニタリングしております。

品質コンプライアンス及びガバナンス再構築は終わりのない取り組みであり、引き続き、真摯かつ愚直に進めてまいります。

③ カーボンニュートラル検討プロジェクトの状況

当社は、気候変動に関するサステナビリティの取り組みとして、2021年にカーボンニュートラル検討プロジェクトを立ち上げ、GHG排出量削減に取り組んでおります。2030年までに2013年比CO2排出量 69%相当を削減する目標に対して、2024年3月末までに32%削減（達成率46%）の実績を得ております。（対前年度削減率2023年度7.7%、2022年度7.5%）現在2024年度実績を取りまとめ中ではありますが、電力使用量、LNG使用量ともに2022年度、2023年度と同程度の削減ができております。また、2023年3月の千葉事業所に続き、2024年6月に尼崎事業所に太陽光発電設備を設置し、順調に稼働しており、主に昼間電力のピークカットに貢献しております。

引き続きエネルギー削減の各種取り組みや再生可能エネルギーのさらなる導入を実施し、2050年完全カーボンニュートラル（ネットゼロ）についても検討してまいります。

④ 多様性に関する指標

全ての社員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、仕事と子育てを両立させることができる具体的な取り組みを進めるため、以下の指標を設定し取り組みを進めております。指標としては、管理社員に占める女性労働者の割合の目標を10%、男性労働者の育児休業取得率の目標を80%として取り組みを進めております。

当事業年度においては、目標に対して未達ですが、目標達成に向けて着実に取り組みを進めてまいります。

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業 取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注3、4)		
		全労働者	うち正規 雇用労働者	うち非正規 雇用労働者
8.6	75.0	81.9	82.5	82.4

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものです。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものです。

3. 賃金は、退職手当、通勤手当等を除きます。

4. 正規雇用労働者は、当社から社外への出向者を除き、他社から当社への出向者を含みます。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、主に生産設備の維持、更新、合理化及び環境・安全対策等、総額4億9千9百万円の設備投資を行いました。当連結会計年度に完成しました主要設備としては、尼崎工場における電気設備の災害対策工事等であります。

(3) 資金調達の状況

2025年3月18日に第三者割当てによる新株式を発行し、これにより3億8千8百万円を調達いたしました。また、2022年12月及び2023年9月にそれぞれ契約したシンジケートローンの期限前返済のため、2025年3月31日付で34億2千6百万円の短期借入（ブリッジローン）を実施しております。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しとして、地政学リスクの一層の高まりによる原材料価格の高騰や調達不安定性の上昇、日本国内における人口減少に伴う塗料需要の伸び悩みや人手不足・人件費上昇等、取り巻く課題は一層の厳しさを増しておりますが、生産性の向上と合理化の積み上げに加え、大日本塗料株式会社との事業提携によるシナジー効果の早期実現により、2025年度は何としても親会社株主に帰属する当期純利益を確保すべく、取り組んでまいります。

また、3年前の不適切行為公表後に公的規格の認証一時停止を受けた一部製品については、是正に努めた結果、昨年11月までに全ての一時停止が解除となりました。引き続き当社のコンプライアンス・ガバナンス体制の一層の強化に向け、全社一丸となって取り組み続ける所存です。

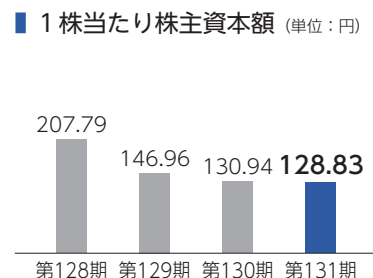
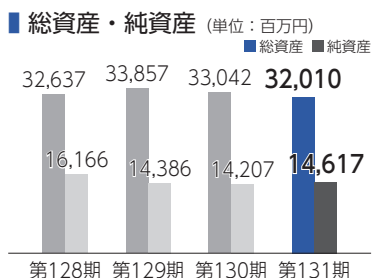
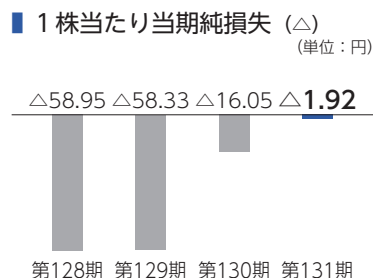
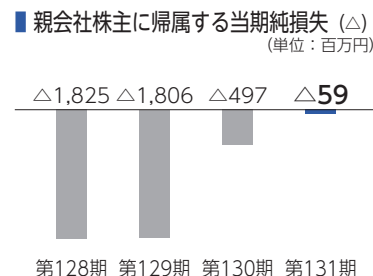
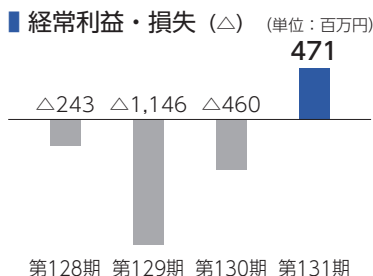
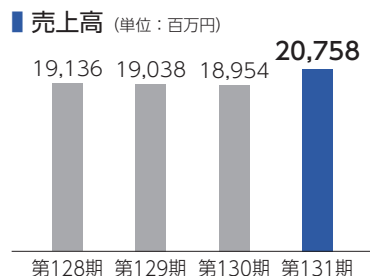
なお、当社グループは2025年度から始まる3ヶ年の中期経営計画の策定に取り組んでおりましたが、当計画に上記連結子会社化に伴う事業提携による効果を織り込むことが必要と判断いたしました。一方、連結子会社化を進める日程の制約上、事業提携に関する協議を3月中旬に開始とせざるを得ず、2025年度業績見通しに織り込んだ即効性が期待できる施策を除く、各種取り組みの定量化にはなお時間を要するため、2026年度から始まる3ヶ年の計画を、2025年度中に公表することといたします。

また、当社グループは継続して親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、更に、依然として借入金残高が高水準となっております。今後は取引先金融機関からの支援により必要な資金は確保できる見通しであることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

区 分	第128期 2022年3月期	第129期 2023年3月期	第130期 2024年3月期	第131期 2025年3月期
売上高 (百万円)	19,136	19,038	18,954	20,758
経常利益・損失 (△) (百万円)	△243	△1,146	△460	471
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	△1,825	△1,806	△497	△59
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△58.95	△58.33	△16.05	△1.92
総資産額 (百万円)	32,637	33,857	33,042	32,010
純資産額 (百万円)	16,166	14,386	14,207	14,617
株主資本額 (百万円)	6,436	4,552	4,056	4,384
1株当たり純資産額 (円)	494.02	435.78	428.50	399.59
1株当たり株主資本額 (円)	207.79	146.96	130.94	128.83



(7) 主要な事業内容

事業	分野	主要製品
塗料事業	インダストリアル	建材用塗料、電気機械用塗料、建設機械用塗料、金属製品用塗料等
	インフラ	建築用塗料、防食用塗料、道路用塗料等
	自動車	自動車（新車）用塗料
化成事業	—	防疫薬剤、工業用殺菌剤等

(8) 主要な拠点

①当 社

本社		兵庫県尼崎市
事業所	尼崎	兵庫県尼崎市
	千葉	千葉県八千代市
	名古屋	名古屋市南区
工場	尼崎	兵庫県尼崎市
	千葉	千葉県八千代市
研究・技術	尼崎	兵庫県尼崎市
	千葉	千葉県八千代市

②連結子会社

シントーファミリー株式会社	東京都新宿区
ジャパンカーボライン株式会社	東京都江東区
株式会社 早 神	大阪市北区
シントーサービス株式会社	兵庫県尼崎市
株式会社 九州シントー	福岡市博多区
PT. Shinto Paint Manufacturing Indonesia	インドネシア

(9) 従業員の状況

事業	使用人数	前連結会計年度末比増減
塗料事業	393名	21名減
化成品事業	12名	1名増
合計	405名	20名減

(注) 嘱託、エキスパートスタッフ、契約社員、派遣社員は、含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額(残高)
株式会社三菱UFJ銀行	3,426百万円

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
大日本塗料株式会社	8,827百万円	50.10%	製品売買取引等

(注) 2025年3月18日付で大日本塗料株式会社は当社株式17,052,700株を公開買付の成立及び第三者割当増資の払込により取得いたしました。これにより大日本塗料株式会社は、当社に対する議決権比率が50%を超えるため、新たに当社の親会社となりました。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社との間で製品売買等の取引を実施しており、その取引条件は親会社となる以前に決定した取引価格によって行われております。その取引価格は、当社独自に把握した市場価格、当社の原価等を勘案し、価格交渉のうえ決定しております。当社取締役会はこのような取引を把握し、当社の利益を害するものではないと判断しております。

なお、3月18日以降も親会社との取引条件は見直されておられません。

③ 連結子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
シントーファミリー株式会社	50百万円	100.00%	家庭用塗料などの販売
株式会社 九 州 シ ン ト ー	50百万円	100.00	塗料などの販売
株式会社 早 神	50百万円	100.00	塗料などの販売
シントーサービス株式会社	10百万円	100.00	塗料の調色・加工など
PT. Shinto Paint Manufacturing Indonesia	198,974百万 インドネシアルピア	99.95	塗料の製造
ジャパンカーボライン株式会社	100百万円	50.00	重防食塗料などの販売

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 112,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 34,060,000株 |
| (3) 当期末株主数 | 4,535名 |
| (4) 大株主（上位10位まで） | |

株 主 名	持株数	持株比率
大 日 本 塗 料 株 式 会 社	17,052 千株	50.10 %
神 東 塗 料 取 引 先 持 株 会	1,522	4.47
中 島 和 信	841	2.47
神 東 塗 料 社 員 持 株 会	524	1.54
酒 井 一	506	1.49
高 石 文 夫	501	1.47
和 賀 賢 太 郎	490	1.44
阪 本 重 治	426	1.25
株 式 会 社 S B I 証 券	368	1.08
楽 天 証 券 株 式 会 社	326	0.96

（注）持株比率は、自己株式（22,904株）を控除して計算しております。

3 株式会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職（2025年3月31日現在）
代表取締役社長執行役員	小 坂 伊知郎	
代表取締役常務執行役員	上 鶴 茂 喜	総務人事室、購買部、内部監査部 担当
取 締 役 執 行 役 員	遠 藤 聡	尼崎工場、千葉工場 担当
取 締 役	樫 尾 昭 彦	カシオ社会保険労務士事務所 所長
取 締 役	矢 倉 昌 子	アスカ法律事務所 パートナー弁護士 田岡化学工業株式会社 社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役	小 野 順一郎	
監 査 役	日 淵 一 郎	ひがた公認会計士事務所 所長
監 査 役	栗 山 章 司	ジオスター株式会社 社外取締役
監 査 役	稲 田 英 之	住友化学株式会社 内部統制・監査部長 住化ファイナンス株式会社 非常勤監査役

- (注) 1. 取締役樫尾昭彦及び矢倉昌子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役日淵一郎、栗山章司及び稲田英之の3氏は、社外監査役であります。
3. 監査役日淵一郎氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役樫尾昭彦、取締役矢倉昌子、監査役日淵一郎及び監査役栗山章司の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 取締役及び監査役の異動
- (1) 代表取締役小坂伊知郎、取締役遠藤聡、監査役稲田英之の3氏は、2024年6月28日開催の第130回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
- (2) 当期中に退任した取締役は、次のとおりであります。(2024年6月28日任期満了により退任)
- 代表取締役社長執行役員 高沢 聡
- 代表取締役常務執行役員 長尾俊彦
- (3) 当期中に辞任した監査役は、次のとおりであります。(2024年6月28日辞任)
- 監査役 吉野泰雄

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役と、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の責任額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役及び当社監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害を填補することとしております。また、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給 人員	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち、社外取締役)	7名 (2名)	79百万円 (9百万円)	1百万円 (－)	－ －	80百万円 (9百万円)
監 査 役 (うち、社外監査役)	5名 (4名)	27百万円 (9百万円)	0百万円 (－)	－ －	27百万円 (9百万円)
合 計	12名	106百万円	1百万円	－	107百万円

(注) 上記には、2024年6月28日開催の第130回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名と辞任した監査役1名を含んでおります。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、予めその内容について任意の指名・報酬委員会へ諮問し答申を受けております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- ① 取締役の報酬については、「基本報酬」及び業績連動報酬等としての「賞与」の2つから構成されるものとします。ただし、社外取締役については、監督機能を担う職務であることから「基本報酬」のみとします。報酬水準については、役員報酬の客観性、適正性を確保する観点から、当社の業績実態等を勘案して適切な報酬水準とします。

また、その水準が客観的に適切なものかどうか、外部第三者機関による調査等に基づいて毎年チェックします。

- ② 「基本報酬」については、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、会社の持続的な成長に向けたインセンティブとして機能するよう、各取締役の従業務や中長期的な会社業績を反映し決定します。
- ③ 「賞与」については、毎年事業計画達成へのインセンティブを高めるため、当該事業年度の連結業績を反映するものとします。業績指標は、連結経常利益とし、その水準に応じて支給金額を決定し、各取締役の職務内容を勘案して、毎年、一定の時期に支給します。連結経常利益を指標としたのは、グループ全体の金融面を含む事業活動で稼ぎ出した利益を反映することが、適切だと考えたからです。

なお、当事業年度の連結経常利益は、4億7千1百万円であります。

- ④ 基本報酬と業績連動報酬等（賞与）の割合については、毎期の連結業績をふまえて判断していきます。

なお、将来的には、基本報酬・賞与の決定プロセスを可能な限り明確化していくとともに、譲渡制限付株式報酬制度の導入も含め、短期・中長期インセンティブの観点から、当社の報酬制度の見直し・検討を進めていきたいと考えています。

(6) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役、監査役の報酬等については、2006年6月29日開催の第112回定時株主総会において、取締役の年間総報酬額を2億4千万円以内、監査役の年間総報酬額を3千6百万円以内とすることについて決議しております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役は4名であります。

(7) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の基本報酬及び賞与並びにその他処遇案に関する取締役会の任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しております。本委員会は、過半数を社外役員で構成し、社外役員からの助言を受けることで、客観性、透明性と公正性をより一層確保することを目的としております。

各取締役の個人別の報酬額の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員 小坂伊知郎が、具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬と業績連動報酬等（賞与）の額とします。

取締役の個人別報酬額については、指名・報酬委員会に諮問し答申を受けることとし、代表取締役社長執行役員 小坂伊知郎は当該答申内容を踏まえて決定します。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長執行役員が最も適しているからであります。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや任意の指名・報酬委員会の答申内容が尊重されていることを確認しており、相当であると判断しております。

5 社外役員に関する事項

他の法人等の業務執行者の就任状況及び当事業年度における主な活動状況等

社外取締役 榎尾昭彦氏

当事業年度における主な活動状況といたしましては、開催した取締役会12回全てに出席し、適宜発言を行っております。

社会保険労務士として労務管理等の豊富な業務経験を通じての専門的な見識から、当社の企業価値向上のため独立した立場から当社の経営を監視・監督いただくことを期待しており、積極的な提言等、職務を適切に遂行いただいております。

また、指名・報酬委員会のメンバーでもあります。

社外取締役 矢倉昌子氏

当事業年度における主な活動状況といたしましては、開催した取締役会12回全てに出席し、適宜発言を行っております。

弁護士として培われた高度な知識、経験からの視点に基づき、経営の健全性確保及びコーポレートガバナンスを強化していただくことを期待しており、積極的な提言等、社外取締役として職務を適切に遂行いただいております。

また、指名・報酬委員会のメンバーでもあります。

社外監査役 日淵一郎氏

当事業年度における主な活動状況といたしましては、開催した取締役会12回全て、監査役会は13回全てに出席し、適宜発言を行っております。

公認会計士として培った経験、見識からの視点に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

また、指名・報酬委員会のメンバーでもあります。

社外監査役 栗山章司氏

当事業年度における主な活動状況といたしましては、開催した取締役会12回全て、監査役会13回全てに出席し、豊富な業務経験と海外等の勤務による幅広い見識からの視点に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

また、指名・報酬委員会のメンバーでもあります。

社外監査役 稲田英之氏

当事業年度における主な活動状況といたしましては、監査役就任後、開催した取締役会10回全て、監査役会10回全てに出席し、長年にわたり住友化学株式会社の要職を務めた経験を通じて培った経験、見識からの視点に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

6 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意をしております。
3. 当社の子会社であるPT. Shinto Paint Manufacturing Indonesiaは、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8 剰余金の配当等に関する取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社では、経営上重要な施策の一つである、株主の皆様への剰余金の配当につきましては、業績、配当性向並びに今後の事業展開に必要な内部留保の水準等を総合的に勘案することを基本としております。

内部留保金につきましては、今後の事業展開への備え及び財務体質の強化等、有効に活用する所存であります。株主の皆様への利益配当をはじめとした剰余金の配当等を機動的に実施するため、定款により剰余金の配当等の決定機関を取締役会としております。

連結計算書類

連結貸借対照表

2025年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)	(32,010,618)	(負 債 の 部)	(17,393,572)
流 動 資 産	12,139,583	流 動 負 債	11,564,376
現 金 ・ 預 金	2,723,088	支 払 手 形	157,829
受 取 手 形	670,512	電 子 記 録 債 務 金	970,471
電 子 記 録 債 権	1,500,457	買 掛 金	3,882,827
売 掛 金	3,939,573	短 期 借 入 金	4,986,000
商 品 ・ 製 品	2,022,495	未 払 金	741,068
原 材 料 ・ 貯 蔵 品	1,002,979	未 払 法 人 税 等	135,031
前 払 費 用	76,224	未 払 費 用	60,310
未 収 入 金	115,790	預 り 金	45,361
そ の 他 流 動 資 産	103,246	賞 与 引 当 金	198,471
貸 倒 引 当 金	△14,784	役 員 賞 与 引 当 金	2,100
		品 質 不 適 切 行 為 関 連 費 用 引 当 金	233,697
		そ の 他 流 動 負 債	151,207
固 定 資 産	19,871,034	固 定 負 債	5,829,196
有 形 固 定 資 産	16,873,821	長 期 借 入 金	40,000
建 物	1,628,173	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	11,646
構 築 物	212,563	長 期 預 り 金	552,460
機 械 装 置	845,191	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,185,761
車 輜 運 搬 具	22,099	繰 延 税 金 負 債	32,604
工 具 器 具 備 品	260,264	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,939,507
土 地	13,897,371	そ の 他 固 定 負 債	67,215
建 設 仮 勘 定	8,157	(純 資 産 の 部)	(14,617,045)
無 形 固 定 資 産	126,406	株 主 資 本	4,384,888
電 話 加 入 権	17,630	資 本 金	2,449,310
ソ フ ト ウ ェ ア	108,775	資 本 剰 余 金	779,533
投 資 そ の 他 の 資 産	2,870,805	利 益 剰 余 金	1,160,216
投 資 有 価 証 券	2,732,592	自 己 株 式	△4,171
長 期 差 入 保 証 金	90,532	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	9,216,003
繰 延 税 金 資 産	11,536	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	108,428
そ の 他 投 資	36,144	土 地 再 評 価 差 額 金	8,578,787
資 産 合 計	32,010,618	為 替 換 算 調 整 勘 定	551,521
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△22,734
		非 支 配 株 主 持 分	1,016,152
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	32,010,618

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

科 目		金	額
		千円	千円
売上高	20,758,594		
売上原価	17,102,701		
売上総利益	3,655,893		
販売費及び一般管理費	3,425,178		
営業利益	230,715		
営業外収益			
受取利息及び配当金	22,315		
持分法による投資利益	354,445		
雑収	23,564		400,326
営業外費用			
支払利息	61,311		
支払手数料	7,258		
雑損	70,000		
	20,898		159,469
経常利益	471,572		
特別利益			
固定資産売却益	734		
投資有価証券売却益	71,842		
ゴルフ会員権売却益	2,250		74,826
特別損失			
固定資産除却損	37,277		
減損損失	8,480		
公開買付関連費用	278,078		323,836
税金等調整前当期純利益	222,562		
法人税、住民税及び事業税	159,255		
法人税等調整額	4,902		164,157
当期純利益	58,404		
非支配株主に帰属する当期純利益			118,318
親会社株主に帰属する当期純損失			△59,913

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 2024年4月1日から2025年3月31日まで

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日残高 (連結会計年度中の変動額)	千円 2,255,000	千円 585,223	千円 1,220,129	千円 △4,171	千円 4,056,182
新 株 の 発 行 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	194,310	194,310	△59,913		388,620 △59,913
連結会計年度中の変動額合計	194,310	194,310	△59,913	—	328,706
2025年3月31日残高	2,449,310	779,533	1,160,216	△4,171	4,384,888

項 目	その他の包括利益累計額					非 支 配 株主持分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2024年4月1日残高 (連結会計年度中の変動額)	千円 182,804	千円 8,690,200	千円 357,099	千円 △12,649	千円 9,217,454	千円 933,973	千円 14,207,610
新 株 の 発 行 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)							388,620 △59,913
連結会計年度中の変動額合計	△74,375	△111,412	194,422	△10,085	△1,451	82,179	80,727
2025年3月31日残高	△74,375	△111,412	194,422	△10,085	△1,451	82,179	409,434
	108,428	8,578,787	551,521	△22,734	9,216,003	1,016,152	14,617,045

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

2025年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)	(27,236,507)	(負債の部)	(16,847,967)
流動資産	8,880,551	流動負債	11,276,866
現金・預金	807,262	支払手形	16,328
受取手形	386,582	電子記録債権	797,963
電子記録債権	1,330,451	買掛金	3,409,187
売掛金	3,530,627	短期借入金	5,726,000
商品・製品	1,693,511	未払金	807,095
原材料・貯蔵品	806,553	未払法人税等	34,003
前払費用	45,772	未払費用	48,349
未収入金	119,242	預り金	36,181
短期貸付金	155,000	賞与引当金	163,125
その他流動資産	6,097	役員賞与引当金	2,100
貸倒引当金	△550	品質不適切行為関連費用引当金	233,697
		その他流動負債	2,835
固定資産	18,355,955	固定負債	5,571,100
有形固定資産	16,578,781	長期預り金	448,765
建物	1,587,556	退職給付引当金	1,086,055
構築物	190,029	繰延税金負債	31,612
機械装置	816,386	再評価に係る繰延税金負債	3,939,507
車両運搬具	20,227	その他固定負債	65,158
工具器具備品	246,824		
土地	13,709,919		
建設仮勘定	7,837		
無形固定資産	117,969	(純資産の部)	(10,388,539)
電話加入権	12,397	株主資本	1,749,979
ソフトウェア	105,572	資本金	2,449,310
投資その他の資産	1,659,203	資本剰余金	779,533
投資有価証券	364,081	資本準備金	779,533
関係会社株式	1,170,520	利益剰余金	△1,474,693
関係会社出資金	55,225	その他利益剰余金	△1,474,693
長期差入保証金	68,365	繰越利益剰余金	△1,474,693
その他投資	1,010	自己株式	△4,171
資産合計	27,236,507	評価・換算差額等	8,638,560
		その他有価証券評価差額金	59,773
		土地再評価差額金	8,578,787
		負債及び純資産合計	27,236,507

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

売 売 販 営 営	上 上 費 業	上 総 び 一 外 取 外	原 利 般 損 収 息 費 払 損 利	理 管 及 収 手 解 損	高 価 益 費 失 益 び 用 利 数 失 益	配 当 金 益 息 料 金 失	益 益 益 損 用 失 税 額 失
営	業 受 雑 業 支 支 和 雑 常 別		資 有 価 資 会 損 資 買 当 民 等 純	証 産 員 産 付 期 税 等 純	券 売 権 失 除 関 純 び 調 損	却 却 却 却 費 損 事 整	
営		投 固 ゴ 別 固 公					
特							
特							
税 法 法 当	引 税 人 人 期	前 住 税					

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 2024年4月1日から2025年3月31日まで

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
2024年4月1日残高 (事業年度中の変動額)	千円 2,255,000	千円 585,223	千円 △1,156,015	千円 △4,171	千円 1,680,036
新 株 の 発 行	194,310	194,310			388,620
当 期 純 損 失			△318,677		△318,677
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	194,310	194,310	△318,677	—	69,942
2025年3月31日残高	2,449,310	779,533	△1,474,693	△4,171	1,749,979

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日残高 (事業年度中の変動額)	千円 128,598	千円 8,690,200	千円 8,818,798	千円 10,498,835
新 株 の 発 行				388,620
当 期 純 損 失				△318,677
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△68,824	△111,412	△180,237	△180,237
事業年度中の変動額合計	△68,824	△111,412	△180,237	△110,295
2025年3月31日残高	59,773	8,578,787	8,638,560	10,388,539

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

神東塗料株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 俣野 広行
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中村 美樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神東塗料株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神東塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項<連結貸借対照表に関する注記>5.偶発債務に記載されているとおり、会社で判明した不適切行為について、今後の進捗次第では、顧客等への補償費用の発生により会社の連結業績に影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその影響額を合理的に見積ることが困難なものについては連結計算書類に反映していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

神東塗料株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 俣野 広行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中村 美樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神東塗料株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第131期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項<貸借対照表に関する注記>6. 偶発債務に記載されているとおり、会社で判明した不適切行為について、今後の進捗次第では、顧客等への補償費用の発生により会社の業績に影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその影響額を合理的に見積ることが困難なものについては計算書類に反映していない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第131期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、使用人等ほか内部監査部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）につきましても、財務報告の適正を確保するための内部統制を含め、その構築及び運用の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人からその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該決議に基づく内部統制システムの構築及び運用については、経営環境の変化に対応した取り組みが継続的に行われているものと認めます。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

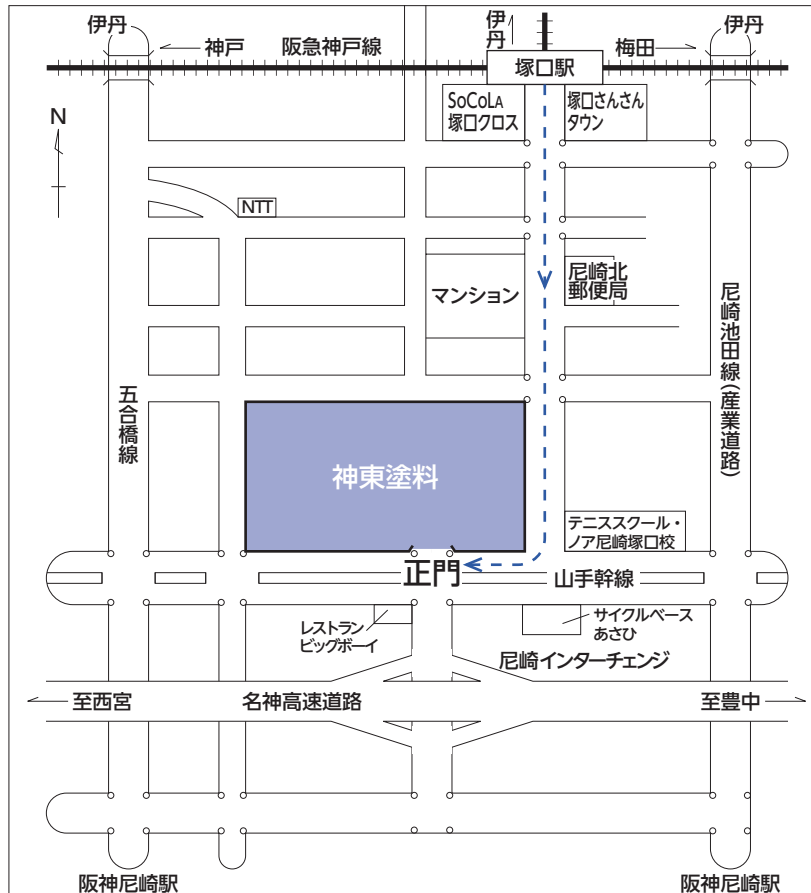
2025年5月12日
神東塗料株式会社 監査役会

常勤監査役	小 野 順一郎 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	日 潟 一 郎 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	栞 山 章 司 ㊟
監 査 役 (社外監査役)	稲 田 英 之 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 尼崎市南塚口町六丁目10番73号
当社本店（厚生館 4階会議室）
電話 (06) 6426-3355



最寄駅 阪急神戸線「塚口駅」より南へ徒歩約15分